

第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成28年6月30日

○板倉部長

ただ今から、第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。
委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
ございます。

既に御承知のことではございますけれども、この委員会につきましては、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的として、京都市地域改善奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置されたものでございます。このため、当委員会の会議は、原則公開としております。傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております第14回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に、山下委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表させていただいております。この点についても御了承をお願いいたします。

なお、本市では、5月1日から夏のエコオフィス運動を実施しており、適正な冷房温度を設定するとともに、ノー上着などの軽装を励行しているところでございます。御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、山下委員長にお願いしたいと思います。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

おはようございます。では最初に本日の委員会につきまして、定員定数4名中4名の委

員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定によって、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

それでは、議事に移りたいと思います。本日の議事につきましては、事務局から報告事項が2件ございます。1件目の報告事項「奨学金等返還事務の取組状況」について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局

事務局を務めております、事業調整担当課長の中島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、配布資料の1ページ、資料1を御覧ください。「奨学金等返還事務の取組状況」を平成28年3月末日現在でまとめさせていただいております。ちなみに、これは平成27年度返還分、つまり平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間のちょうど半分が経過した時点ということになります。

まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を人数ベースでまとめております。

「①借受者」の人数1,404人に対する返還手続の状況でございますが、「②猶予中」の方が1人、平成27年度返還分について、在学中のため猶予決定を受けておられる方でございます。

次に「③免除中」でございますけれども、1,156人、構成比にして82.3%の方がおられます。平成27年度返還分について免除決定を受けておられる方でございます。平成27年度に免除決定を受けられた方、それから平成26年度以前に免除決定を受けておられる方の合計でございます。

それから「④返還請求」でございますが、247人、17.6%の方がおられます。こ

の返還請求と申しますのは、先ほど申しあげた猶予又は免除のどちらにも当たられない方ということになります。

返還請求の内訳でございますけれども、まず「返還済」の方が78人おられます。構成比にして5.6%になります。この方は注1に記載しておりますとおり、平成27年度返還分だけでなく、奨学金全額を返還されている方、要するに完納されている方を含む数字となっております。

次に「未返還」でございますが、これは平成27年度返還分について、まだ返還が完了されておられないということになります。この「未返還」を2つのカテゴリーに分けてございますが、1つは「滞納」でございます。20人、構成比にして1.4%でございますけれども、これは平成26年度返還分以前の滞納がある方でございます。

注3を御覧ください。この20人でございますが、平成26年度返還分から新たに滞納となられた方が4人おられます。残る16人の方については、平成25年度以前の返還分を含めての滞納者でございます。

内訳でございますけれども、「返還金未納付」が11人おられます。この返還金未納付と申しますのは、返還をしていただくことについて同意をいただいておりますが、まだ返還金の支払いのない方でございます。

後ほど御説明いたしますけれども、訴訟係属中であった3人のうちの1人は、最高裁が平成28年2月19日付けで上告を棄却し、本市勝訴の判決が確定いたしました。このため、この1人については、返還金未納付に含めております。

次に「返還手続未了」の方が1人おられます。この返還手続未了と申しますのは、返還手続を行うことについて合意が整っていないか、または免除申請を行う予定でおられますけれども、まだ申請をいただいていない方でございます。

最後に「訴訟結果待ち」の方が8人おられます。これは訴訟で争う意思のある方、または訴訟で争う意思はございませんが、裁判の結果を待って手続を検討することを表明され

ている方でございます。この8人の中には現在、訴訟係属中の2人の方も含まれております。

上の表に戻りますけれども、「未返還」のうちの「滞納なし」でございます。149人、構成比にして10.6%の方がおられます。この滞納なしと申しますのは、まだ平成27年度返還分について返還手続が完了されておられない方でございます。冒頭に申しあげましたように、まだ平成27返還年度のちょうど半分が終わったところの数字でございますので、残り半年間の履行期間内、本年9月末までの間に手続が免除中または返還済へとそれぞれ進んでいく形となります。

納付方法については、月賦、つまり毎月払いであったり、あるいは半年賦、半年ごとのお支払いであったりされている方がおられますが、これらの方はまだ平成27年度返還分全ての支払いが終わっておりませんので、このカテゴリーに入っておりますけれども、これらの方々も支払いが終わりましたら、最終的には返還済というカテゴリーに入ってくるということになります。

以上が「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」についての御説明でございます。

引き続きまして、「(2) 平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」を件数ベースでまとめさせていただいております。1ページの下の表を御覧ください。

平成27返還年度について「対応件数」は1,698件、額にいたしますと1億3,325万5千円となります。この対応件数と申しますのは、平成27年度返還分について、猶予、免除、返還のいずれかを行う必要がある奨学金の総件数でございます。例えば、高校と大学の2つを利用されている方については、2件としてカウントすることになりますので、上の人数ベースとは少し数字が異なっております。

まず「猶予中」でございますけれども、2件、比にして0.1%、金額にして10万1千円でございます。平成27年度返還分について猶予決定をした件数でございます。

次に「免除中」が1,419件、比にして83.6%,金額にして1億678万7千円でございます。平成27年度返還分について免除決定をした件数でございます。過去に免除決定を行い、平成27返還年度も免除中である方の件数も含まれております。

それから最後に「返還請求」でございますけれども、これは猶予中でも免除中でもないという件数でございます。277件、比にして16.3%,金額に直しますと2,633万7千円になっております。このうち「収入」が60件、比にして3.5%,金額1,339万3千円。「未収入」が217件、12.8%,金額にして1,294万4千円となっております。

それぞれの内訳についてでございますが、まず「返還猶予の内訳」として、先ほども申しあげましたが、「在学中のため」が2件でございます。人数は1人でございますけれども、高校と大学に行かれている方でございます。

それから「返還免除の内訳」でございます。「所得が基準以下のため」が1,419件となっております。

最後に「履行期限の延長の状況」でございます。先ほどの返還請求277件の内数でございますが、「所得基準以下のため」が64件、50人ございまして、「履行期限の延長」という処理をさせていただいております。

改めてになりますけれども、この履行期限の延長と申しますのは、所得は免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当しませんが、経済的な負担に配慮して、総返還金額は変更しないものの、返還期間を延長することによって、1年当たりの返還金額を最大半額にする措置を取っているものでございます。

それでは資料を1枚おめくりいただきまして、配布資料の2ページを御覧ください。続きまして「(3)督促・催告等の実施状況」について説明をさせていただきます。

平成27年9月末日現在で、平成19年度から26年度までの返還分に係る滞納者の方は、裁判手続中の2人を除いて65人おられました。これらの方について督促・催告等を

行っております。

ここで督促・催告等について若干説明をさせていただきます。配布資料の13ページをご覧ください。そちらに「(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」を挙げております。

改めてになりますけれども、督促と申しますのは、新規滞納者の方に対して、履行期限経過後、3か月後に実施しているものでございます。履行期限が9月末になりますので、10月1日から起算して12月に督促を行っております。

それから催告につきましては、督促を出した後、1年間かけて4回、催告を3か月ごとに実施をしております。

特別催告と申しますのは、催告を4回目まで出しても、なお返還手続に応じていただけない方について、年2回、6月と12月に行っているものでございます。

それでは配布資料の2ページに、もう一度お戻りください。先ほども申しあげましたように、平成27年9月末日現在で滞納のある方65人については、新規滞納者の方が46人、継続滞納者の方が19人でございます。それぞれ種別ごとに説明をさせていただきます。

新規滞納分でございますけれども、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」の下に【督促・催告の実施状況】【督促・催告後の返還手続の内訳】と表を2つ付けております。2つ合わせて説明をさせていただきますが、この新規滞納分は、平成27年9月末日の履行期限が経過して、新たに滞納となりました平成26年度返還分の滞納者でございます。その方が平成27年9月末日現在で46人おられましたが、10月以降、滞納者の方と面談をさせていただきまして、平成27年11月末までに返還手続を行っていただいた方が25人おられます、46人からこの25人を除いた21人が督促の対象となりますけれども、「相談中」の5人を除きました16の方に平成27年12月1日付けで督促を行っております。

その後、返還手続が少し進みまして、「相談中」の５人、「督促」の１６人、この中から返還手続に応じていただいた方が１４人おられます。うち１１人は、「督促」の１６人の中から返還手続に応じていただいた方です。この１１人の方については、全て滞納金を完納していただいております。また、「分納誓約」、「免除」、「猶予」となられた方がそれぞれ１人ずつおられます。

平成２８年３月２日の段階で、催告の１回目になりますが、２１人から手続に応じていただいた１４人を除きました７人のうち、「相談中」の２人を除きました５人の方に平成２８年３月２日付けで催告の１回目を行っております。その後、３月末までに返還手続に応じていただいた方が４人おられ、４人とも「滞納金完納」となっております。従いまして、７人から４人を除いた３人が、平成２８年３月末日現在の新規滞納者になります。

次に３ページをご覧ください。「イ 催告の実施（継続滞納分）」についてでございます。先ほども申しあげましたように、平成２５年度以前の返還分で既に滞納がある方が、平成２７年９月末日現在で裁判手続中の２人を除いて１９人おられました。平成２７年１１月末日までに返還手続を行っていただいた２人を除いた１７人に対して催告等を行っております。

まず、平成２７年１２月１日時点で「相談中」の４人を除いた１３人の方について、「催告等」を行っております。このうち催告の２回目以降を迎えられた方については、保証人にも請求を行っておりまして、内数として「催告等」に１２人と記載させていただいております。

これら催告等が終わりました後、返還手続に応じていただいた方が２人おられました。２人とも「分納誓約」となられた方でございますが、１７人からこの２人を除いた１５人の方を対象にして、平成２８年３月２日付けで本来であれば催告等を行うところでございますが、今回は行っておりません。これは、この１５人から相談中の７人を除いた８人は、注３に記載しておりますとおり、原則として６月と１２月に実施をしております特別催告

の対象者であるためでございます。このためカッコ書きで8人と記載させていただいております。

15人のうち3月末までに返還手続に応じていただいた方が2人おられます。この2人は「滞納金完納」となっております。

この15人から3月末までに返還手続に応じていただいた2人を除いた13人が、平成28年3月末日現在の継続滞納者になります。

従いまして、平成28年3月末日現在の滞納者数は、新規滞納者が3人、継続滞納者が13人で、計16人ということになりますが、返還手続に応じたものの、滞納が解消していない方が、新規滞納分で1人、継続滞納分で1人おられますので、この2人を加え、さらに裁判手続中の2人を加えますと20人ということになります。この20人が、先ほど1ページの「1（1）借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」で滞納者20人と御説明をさせていただきました方々でございます。

それでは、資料をもう1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。「（4）今後の訴訟対象者の見込み」でございます。前回、第14回の監理委員会におきまして、法的措置の着手基準の見直しを行いまして、滞納額50万円以上の場合、または消滅時効を迎える日から1年以内の債権を滞納している場合に、見直しを行わせていただきました。

従いまして、見込みの表も「滞納額50万円以上」、「消滅時効」に分けて、平成26年度から30年度までの5年間の見込みを記載させていただいております。

平成26年度、27年度については確定した数字でございますが、平成28年度から30年度につきましては、注1に記載させていただいておりますとおり、現在の滞納状況を踏まえて見込みの数字を入れているものでございます。

「滞納額50万円以上」でございますけれども、26年度が2人、27年度が1人、28年度が1人ということで、それぞれの年度ごとにカッコ書きで記載しておりますとおり、裁判で争うことを検討しておられる方が1人ずつおられます。従いまして合計は、「滞納額

50万円以上」は4人の方が対象になり、そのうち3人の方が裁判で争うことを検討しておられるものでございます。

「消滅時効」は、表に記載のとおり、当面、訴訟対象者となる方はおられない見込みです。

注3をご覧ください。法的措置についてでございますけれども、前回見直しを諮らせていただいて、概ね1年間の周知期間を経て実施をしていくということにしております。今後も滞納が続いた場合でございますけれども、平成26年度、27年度にすでに50万円以上に到達しておられる方も、平成28年度に到達した方と合わせて裁判手続を行っていくということになります。

申し訳ございませんが、もう一度資料の13ページを御覧いただけますでしょうか。13ページの一番右に【法的措置の流れ】ということでスケジュールをまとめさせていただいております。すでに4月に特別催告の1回目を行っております。このまま滞納が続けば、仮定の話になりますけれども、10月に特別催告の2回目を行いまして、11月に最終催告、それからその後に監理委員会を開かせていただきまして、その場で意見聴取をしたうえで法的措置やむなしということになりますと、12月に入りまして法的措置通知書の送付、それから年が明けまして平成29年の2月市会で京都市会の議決をいただきまして、平成29年の4月頃に訴訟提起をしていくというスケジュールになります。

しかしながら、本市としても法的措置を行うのが目的ではございません。法的措置を行わずに返還手続に応じただき、滞納分が解消するのがベストと考えております。このため、返還手続に応じただくよう、現在、法的措置対象者になっておられる方と面談を重ねているところでございます。

それでは、もう一度資料の4ページにお戻りください。「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成27年度決定分）」について御説明をさせていただきます。

平成12年度以前に返還始期を迎えた債権については、条例の第3条第1項によりまして、一律免除との取扱いをさせていただいておりますけれども、事務的な決定については、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに毎年度行っております。

今回の決定は、表に記載していますように、1,611件、免除額は1億2,639万2,725円となります。これまでの免除額の累計は、件数にいたしますと1万8,551件、免除額にいたしますと13億9,260万3,105円となります。免除総額は約18億3,400万円でございますので、このうちの約13億9,260万円が今回の免除額の累計になっているということでございます。

なお、死亡された借受者については、死亡者免除として返還残額の一括を免除しておりますが、今回は対象者がおられませんでした。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。「(参考1)年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成28年3月末日現在)」の表中にそれぞれ数字を入れさせていただいております。これは先ほど1ページの「1(2)平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況(件数ベース)」にて御報告をさせていただきましたけれども、平成19年度から26年度までの過去のストックの情報でございます。これを一覧としてまとめております。

続きまして、資料の6ページ、7ページをご覧ください。6ページにはこれまで返還猶予を行ってまいりました事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。後ほど御説明をさせていただきますが、「特別な事情による返還猶予決定の状況(報告分)」は今回4人おられますが。全て平成28年4月1日以降の猶予決定でございますので、今回は、平成19年度から26年度までの全ての年度の最後に※印をつけまして「別紙で報告する。」というように記載をさせていただいております。

7ページは、返還免除の事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

それでは、8ページを御覧ください。先ほども申しあげましたけれども、「2 平成12

年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。平成19年度から26年度までの数字をまとめて挙げさせていただいております。

「(1) 条例第3条第1項の規定に基づく一律免除」が上の表でございます。それから「(2) 条例第3条第2項第1号の規定に基づく免除（死亡による免除）」が下の表となります。

それでは9ページを続けてご覧ください。先ほど少し話をさせていただきました「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」でございます。

特別な事情による返還猶予でございますが、過去の監理委員会で事前審査、いわゆる個別審査をいただきまして、返還猶予の承認をいただいた事例と同様の事例につきましては、監理委員会の事前審査、個別審査を経ずに、先に本市の方で返還猶予の措置をとりまして、その後に開催される監理委員会で報告をさせていただくということになっております。

今回は報告番号の39番から42番まで4件、4人の方の報告でございます。全て先ほど申しあげましたように、平成28年4月1日以降の決定分でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、個票でそれぞれ説明をさせていただきます。10ページ、11ページを御覧いただけますでしょうか。

報告番号39番、40番、これは最後に記載しておりますとおり兄弟姉妹の方でございます。報告番号39番の方が猶予をした奨学金の対象年度が平成19年度から26年度までの返還分（高校分）ということになります。

それから、報告番号40番の方が猶予した奨学金対象年度が平成21年度から26年度までの返還分（高校分）ということになります。

特別な事情は、下線を引いております。それから考慮すべき背景のところは、点線を引いております。経過を御説明させていただきます。

平成21年2月に、連絡対象者である保証人の方と面談を行ったのが最初でございますけれども、「卒業後、相当の年数を経て、本人が結婚するという時に生活設計をくるわせるようなことをするな。ヤミ金よりたちが悪い。」などと京都市に対する強い不信感が示され

ました。

また、その後、平成21年8月から23年9月にかけて6回にわたり保証人の方と面談を行ってまいりましたが、「弁護士に任せている。」「運動団体に任せている。」「裁判結果待ちである。」などとして、面談にも応じていただけない状態が続きました。

また、中ほどにありますけれども、平成25年12月の面談では、改めて説明をさせてほしいということでお話をさせていただきましたが、「裁判で最後まで仲間と戦うという意思は変わらない。」と主張されて、依然として具体的な説明を行うことができませんでした。

この方が、少し時間がたちまして平成27年の12月8日と14日の2回の面談で、これまでの手続拒否の態度に変化が見られました。「将来私に」、これは保証人の方でございますけれども、「もしものことが起きた場合、奨学金のことを知らない借受者に不利益が及ぶのではないかと不安を感じていた。」ということで、やっと京都市からの返還制度の説明を聞いていただいたという状況でございます。

12月18日に改めて保証人の方と面談をいたしまして、借受者本人に正確な話を伝えてもらうために、平成27年度返還分の返還免除申請書類を整えてもらい、2人とも免除可能であるということを確認いたしまして、平成26年度以前の返還分についての猶予制度の説明を行ったところでございます。

その結果、保証人自身は、制度改正に納得したわけではありませんが、借受者本人の意思を確認していただくことになりました。

その後、保証人の配偶者の方、借受者からいたしますとお母さんでありますけれども、病状が悪化されて、残念ながら今年の2月15日に亡くなりました。そのため、49日が明けるまでは面談の機会が持てませんでしたが、4月4日の保証人との面談において、「借受者本人のうち、一方は仕事にはついていてものの不安定な就労状態であり、もう一方は結婚し新たな世帯を設けているため、負担をかけたくないとの思いがあった。」というお話がございました。このため、以前は本人たちには奨学金について説明をしていません

でしたが、将来に不安を感じて、保証人から本人たちに説明をしていただきましたところ、本人たちは「返還手続を理解できたので、今後の手続は自分たちが対応する。」と述べたということです。

このため、返還猶予の申請書が出されまして、本市で返還猶予の手続を行ったものでございます。

特別な事情といたしましては、旧類型のC、借受者本人の意思表示をメインとして適用をしております。それからサブ的にでございますけれどもAー2として家庭等の事情を適用しております。

また、考慮すべき背景といたしましては、a（行政不信等）、b（第三者情報）を適用しております。

続きまして、資料の12ページを御覧ください。報告番号41番、42番でございます。この方たちも、それぞれ兄弟姉妹の関係にある方でございます。41番の方の猶予した対象年度は、平成21年度から26年度までの返還分（高校分と大学分）ということになります。42番の方は平成23年度から26年度までの返還分（高校分）が猶予した対象年度でございます。

経過でございますけれども、平成21年の6月に保証人と面談を始めたのが最初でございますけれども、この方もなかなか、お話には応じていただくことができませんでした。

少ししまして、平成22年の8月に保証人の方と面談を行いましたけれども、「地域の方と相談をしている。免除申請はしない。」と拒否の姿勢を示されました。その後、平成22年の11月から25年の9月にかけて、何度も保証人であるお父さん、お母さんと面談を重ねまして、免除申請を勧奨いたしましたが、「地域の仲間と相談し、行動を共にする。制度変更に納得できない。」などと主張されて、手続に応じていただけない状態が続きました。

その後もその状態が続いたのでございますけれども、平成29年4月に借受者のうちの

一方が法的措置の対象となるため、平成28年の3月に保証人とお母さんに口頭で通告を行ったところ、「貸与状況と免除制度について詳しい説明を聞きたい。」と申出がございました。4月7日に面談を行いまして詳細を説明いたしましたところ、「地域の仲間の話を鵜呑みにして、何ら行動を起こさなかったのが、これまで制度について理解できていなかった。その責任は私達にあると思う。」というお話がございました。

「しかし、貸与当時、京都市からは返還する必要はないと言われた経過もあり、親として納得のいかない話ではあるが、本人たちに不利益となる話であることから、2人に説明する。」という態度が示されたものでございます。

5月には保証人から、「本人たちには、これまで奨学金について知っているものとして特に説明をしてこなかったが、この機会に改めて詳細を説明したところ、本人たちは『返還手続等を理解できたので、返還手続に応じるとともに、今後の手続は自分たちが対応する。』と述べた。」と伺った、ということでございます。

このため、借受者本人の一方の平成27年度分の返還免除の申請書が提出されました。また、もう一方については、免除基準を超える収入がございましたけれども、これについても返還の意思を示されております。さらに、お2人とも返還猶予の申請があったものでございます。

これらにつきましても、特別な事情として借受者本人の意思表示ということで旧類型Cをメインとして、サブとしてB（制度の不理解）を適用しております。また考慮すべき背景としてはa（行政不信等）と、b（第三者情報）を適用したものでございます。

少し長くなりましたけれども、資料1の説明については以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただ今の報告について委員の皆様から何か御質問がございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。それでしたら次の議題に移りたいと思います。2件目の報告事項ですが、「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について再び報告を受けたいと思います。事務局から報告、よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは配布資料の15ページを御覧ください。資料2「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についてでございます。

これまでも、この委員会の場で御説明をさせていただいておりますので、今回につきましても、前回の委員会から後の状況について、簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず15ページの上から3つ目、No. 2の事件についてでございます。前回、昨年9月29日に大阪高裁で本市勝訴の控訴棄却判決がございまして、10月9日付けで最高裁に上告をされたという御報告をさせていただきましたけれども、年が明けまして、平成28年2月19日付けで最高裁の決定がございました。内容につきましては、上告を棄却するというところでございます。上告受理の申し立てについても受理しないということございまして、本市勝訴の判決が確定をいたしました。

ページをおめくりいただきまして、16ページの2を御覧ください。No. 2の最高裁における決定の内容を簡単に、主文を付けさせていただいております。「ア 本件上告を棄却する。」「イ 本件を上告審として受理しない。」というところでございます。

そうしましたら、もう一度資料の15ページにお戻りください。No. 1とNo. 3の事件についてでございます。この事件につきましては、昨年12月9日に第2回の口頭弁論が大阪高裁で行われまして、結審をしたということを前回の委員会で御報告させていただきました。

これも年が明けまして、平成28年の2月25日に大阪高裁で控訴審の判決の言渡し

ございまして、控訴棄却ということで、本市の主張が認められたものでございます。

もう一度資料の１６ページを御覧いただけますでしょうか。１６ページから１７ページにかけて、３としてＮｏ．１及びＮｏ．３の大阪高裁における判決の内容を付けさせていただきます。

主文については、「ア 本件控訴を棄却する。」ということでございます。判決内容につきましては、論点でありました３点について、それぞれ判決内容を挙げさせていただいております。

論点の１点目、「ア 返還合意の有無について」でございますけれども、「控訴人は奨学金制度が給付から貸与制に変更された際に、本市職員から援助金制度の説明を受けていることなどから、奨学金が貸与制度であることを認識しており、そうした認識の下に誓約書を作成したものであるから、奨学金の返還意思及び連帯保証の意思を表示していたと認めるのが相当である。」ということと、「返還の必要がない旨の説明があったとしても、地方公共団体との契約は、特段の事情のない限り、書面によって締結され、契約内容も書面の記載どおりとなる。本件において、特段の事情があるとは認められず、返還合意はあったと認められる。」という内容になっております。

それから論点の２点目、「イ 外形上の合意内容と内心の不一致について」でございますけれども、「奨学金は返還を要する貸与制であることを控訴人は認識しており、外形上の返還合意と控訴人の内心は一致しているから、返還合意は有効である。」という内容になっております。

それから論点の３点目、「ウ 信義則違反・権利濫用について」でございますが、「平成１３年４月以降に返還始期を迎える奨学金の返還を求めることは、当時の京都市住民の意思に当然沿うものである。条例の定めにつき、格別不合理なものとはいえず、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されない。また、控訴人の予測に反する面があることは否定できないものの、条例の規定は控訴人に返還義務が存在している

ことを前提にされたものである以上、特段の事情のない限り、それをもって信義誠実の原則に反するものであるとか、権利の濫用になるものと断ずることは困難である。」ということが内容として記載されております。

もう一度資料の15ページにお戻りいただけますでしょうか。相手方は、この判決内容を不服として、今年3月9日付けで最高裁に上告をされております。上告受理の申し立てもされております。

このNo. 1とNo. 3の判決の確定の目処でございますけれども、No. 2の事件の経過から類推いたしますと、だいたい大阪高裁の判決から最高裁の決定まで約5か月かかっておりますので、おそらく来月、7月頃には最高裁の決定が出てくるのではないかと見込んでいるところでございます。

17ページ、18ページを御覧いただけますでしょうか。これまでの審理経過について、今申しあげた内容をそれぞれ追記しております。17ページのNo. 1、No. 3については大阪高裁における審議の状況について、一番下の④になりますけれども、平成28年2月25日からの状況を追記しております。

それからNo. 2については18ページの一番最後になりますが、最高裁における審理の状況について追記をしております。

奨学金等の返還請求訴訟の状況については、以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。では、ただいまの報告につきまして、委員の皆様から何か御質問等がありますでしょうか。

ないようでしたら、私から気のついたことを。質問というわけではないのですが、確定したNo. 2の事件については錯誤無効の主張をされていたと思うのですが、No. 1とNo. 3はこの部分が「外形上の合意内容と内心の不一致」、つまり心裡留保という主

張になっているということなのですね。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。

○山下委員長

それから、No. 2の事件は上告から棄却までけっこう早い気がしていて、どうですか藤原委員、上告から棄却まで4か月というのは少し早いという気がしますけれども。

○藤原委員

少し早い気がします。

○山下委員長

早いですね。上告審がいつ出るかというのはなかなか読めないところなのですが、4か月というのは早い気がするのですけれども、事務局が「7月には出る。」とおっしゃっているのは推測でしょうか。

○事務局

先ほども申しましたように、No. 2の事件につきましては、大阪高裁判決が今年の9月29日に出ております。最高裁の上告の棄却が今年の2月19日でございますので、約5か月間ぐらいでございました。この事件が2つにわかれておりますけれども、争っておられる内容はほとんど一緒でございますので、事務的に約5か月くらい、同じようにかかるのではないかとということで、7月くらいではないかと思込みを立てさせていただいているところです。

○山下委員長

訴訟の御報告について、他の委員の先生、特に御質問等はございませんでしょうか。

それでしたら、報告案件については以上でございますが、せっかくの機会でございますので、全体を通じて何かお気づきの点などがございましたら、よろしくお願いいたします。
委員の先生、何か全体的にございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見等はないということですから、これをもちまして閉会とさせていただきますと思いますが、事務局から最後に御報告、御連絡等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○事務局

長い時間、御審議をどうもありがとうございました。本日の委員会の議事録についてでございますけれども、事務局のほうで案を作成しまして、委員長に御確認をいただいたうえで、ホームページで公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の委員会についてでございますけれども、平成28年11月頃の開催を予定しております。日時については、改めて調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事内容につきましては、平成28年9月末時点での返還事務の取組状況あるいは訴訟の審理状況の御報告を予定しております。加えまして、前回の委員会で御審議をいただきました「特別の事情による返還猶予制度」の従来の類型の廃止に関しまして、従来の類型の適用が本年9月末までとなっておりますので、借受者への対応の状況についても御報告をさせていただく予定でございます。

また、先ほども御説明させていただきましたように、法的措置につきまして、50万円以上の滞納が今後も解消されない借受者について、今後法的措置をとっていくことになり

ますけれども、実際に法的措置をとることについての御意見をお伺いしたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○山下委員長

では、以上をもちまして、第15回の委員会を終了したいと思います。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(終了)